

○費用弁償について前回出されたご意見

	会議で出された論点
A案 距離に応じて区分した額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠が不明確
B案 実費支給 (公共交通機関利用額相当額)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費における調査旅費等の交通費の取扱いと整合性を図るべき
C案 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況は理由とすべきではない ・報酬と費用弁償は性格が全く異なることを留意すべき ・中央区選出と西区等の交通不便地選出の議員とで不公平のないようにすべき

政令市会議出席費用弁償の見直し状況調

平成19年9月現在

区分 (指定都市施行日)	見直し検討状況	見直し内容等	現 行		
			日 額 (単位:千円)	改定年月日	
札幌市 (S47.04.01)	○	平成19年7月「議会改革検討会議で「廃止」決定 9月議会にて条例改正、10月より廃止	※10千円に減額 (H17.4.1~H23.5.1)	12.5	H04.12.01
仙台市 (H01.04.01)	×	—		10.0	H03.01.01
新潟市 (H19.04.01)	○	見直し検討予定		5.0	S54.07.13
さいたま市 (H15.04.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
千葉市 (H04.04.01)	○	9月議会提案、平成20年度より廃止予定		8.0	H05.04.01
川崎市 (S47.04.01)	○	実費支給(公共交通機関による交通費相当額 を支給)で、9月議会提案、11月実施予定。		7.0	S59.10.11
横浜市 (S31.09.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
静岡市 (H17.04.01)	○	平成18年度より実費支給(公共交通機関の場合)	実費相当分を支給 (公共交通機関利用分のみ)		H18.04.01
浜松市 (H19.04.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
名古屋市 (S31.09.01)	×	—		10.0	H15.04.01
京都市 (S31.09.01)	×	—		10.0	H17.04.01
大阪市 (S31.09.01)	○	平成18年度より廃止	無		H18.04.01
堺市 (H18.04.01)	○	平成16年度より廃止	無		H16.03.31
神戸市 (S31.09.01)	○	距離制で見直し検討予定	3km 未満 8千円 3km~6km 9千円 6km~10km 10千円 10km~14km 12千円 14km~18km 13千円 18km 以上 14千円		H04.05.01
広島市 (S55.04.01)	○	議会改革会議で8月末までに答申、幹事長会議 にて決定予定 試案は距離制(8km以内は5千円、8km以上は8千 円)		11.0	H06.04.01
北九州市 (S38.04.01)	×	—	3km 未満 7千円 3km~11km 8千円 11km 以上 10千円 ※正副議長が公用車等を往復使用し た場合、日額の1/2を支給。 ※駐車券受領者は、日額から一律1,0 00円減額		H18.04.01
福岡市 (S47.04.01)	○	見直し検討予定	※正副議長が公用車等を 使用した場合、日額の1/2 を支給。	10.0	H18.04.01

区分	見直しを行った都市(()内は実施年度)	見直し中の都市	見直し予定のない都市
廃止	千葉(予定)、さいたま(19)、横浜(19)、浜松(19)、大阪(18)、 堺(16)、札幌(予定)		
距離制		神戸、広島	北九州
実費支給	静岡(18)、川崎(予定)		
定額(一律)			仙台、京都、名 古屋
未定		新潟	

07/09/04 17:22 NJ048 時事通信

◎費用弁償、交通費相当額に変更＝川崎市議会

川崎市議会は4日、議員が本会議や常任委員会などに出席した際などに支給されている1日7000円の費用弁償を、住所地から市議会までの公共交通機関を用いた交通費相当額に変更する条例案を9月議会に提出することを決めた。これにより、2006年度決算で年間約3300万円の費用弁償額が、約300万円に削減される見込み。

議会事務局によると、同市の費用弁償は1951年に支給額500円で始まり、1984年に現行の7000円となった。改正は23年ぶりで、これに伴い金額は最も多く受け取る議員で1日1340円になる。

費用弁償については、政令市ではすでに横浜、大阪などが廃止し、静岡が実費支給となっている。それ以外にも札幌、千葉などで廃止の動きが広がっている。

鍋木茂哉議長は「最善で最終の案とは思っていないが、今回はこれで理解いただきたい」と語り、見直しを継続することを約束した。(了)

07/09/04 12:24 NH070 時事通信

◎議員の費用弁償引き下げ＝熊本市議会

熊本市議会は4日の本会議で、議員の交通費である費用弁償を引き下げる条例改正案を採択した。厳しい財政状況が続く中で経費を節減することなどが狙い。6日施行する。

これまで日額一律8000円だった費用弁償を、新たに距離区分を設け、4キロメートル未満なら日額5000円、4キロメートル以上8キロメートル未満なら同6000円、8キロメートル以上なら同7000円とする。

改正された条例に対し、一部の議員や市民団体からは「普通の会社員はこんなに交通費をもらえない。実費支給か廃止にすべきだ」など批判の声が上がっている。

(了)

◎すべての領収書添付で合意＝政務調査費、08年度から一千葉市議会

千葉市議会は3日の議会運営委員会で、議員の政務調査費の用途についてすべての領収書の添付を義務付けるための関連条例改正案を9月議会で成立させる方針を確認した。添付する領収書の金額に下限は設けず、提出後は議会事務局で保管し、原則的にだれでも閲覧できるようにする。同案は議会最終日の10月2日に議員提案され、2008年4月施行する。

現行の政務調査費は1人月額30万円。06年度計約1億9400万円が交付され、領収書の添付は一切不要だったが、今後は1円から添付が必要となる。また、領収書に疑義が生じた場合などのため、新たに議長に調査権を付与する。議会事務局によると、すべての領収書を添付対象としているのは、政令指定都市では静岡、浜松、新潟、神戸に続き5番目で、札幌市と同時実施の見通し。

議員が本会議などに出席した場合に交通費として支給している1日8000円の費用弁償も、来年度から廃止することで各会派が一致した。千葉県議会は実費の交通費を支給しているが、市議会各会派の協議では「市域はそれほど広くない」などの意見から廃止を決めた。(了)